

公立大学法人前橋工科大学給与規則

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第 7 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成 25 年規則第 5 4 号。以下「就業規則」という。）第 29 条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは就業規則第 2 条第 1 項に定める職員をいい、「教員」とは同条第 2 項に定める教員をいい、「事務職員」とは同条第 3 項に定める事務職員をいう。

(給料及び諸手当)

第 3 条 給料は、就業規則第 40 条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、この規則に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務職給料表 別表第 1 事務職員

(2) 教育職給料表 別表第 2 教員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 3 及び別表第 4 に定めるとおりとする。

(初任給及び昇格、昇給等の基準)

第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給基準に従い、理事長が決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第 60 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7级以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては3号給、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるものにあつては1号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6级以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 就業規則第16条第1項第1号若しくは第3号の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給定日は、学長が別に定める。

（給料の日割計算等）

第8条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から

支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 在職中死亡した者に対する給与（この規則により支給する給与）は、その遺族に支給する。この場合において、公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規則（平成25年規則第73号）第3条の規定は、遺族の範囲及び順位について準用する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める職にある者（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、学長が別に定める基準に従い支給する。

2 前項の別に定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 管理職員に対しては、第18条及び第19条の規定は、理事長の定める特別の場合を除き適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- （1）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3）満60歳以上の父母及び祖父母
- （4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5）重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に該当期間にある当該扶養親族

たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(地域手当)

第13条 地域手当は、前橋市における民間の賃金水準を基礎とし、前橋市における物価等を考慮して学長が別に定めるところにより支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

- (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であ

るもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内において別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第2項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通機関等に係る通勤手当以外の通勤手当にあつては、1か月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊

性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第16条の2 クロスアポイントメント手当は、就業規則第15条の2第1項の規定によりクロスアポイントメントの適用を受ける職員であって、学長が別に定める要件を満たす場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条第2項に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、年末年始の休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は公立大学法人前橋工科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年規程第59号。以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき学長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第43条第1項第1号の規定により、あらか

じめ就業規則第40条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

- 4 勤務時間規程第3条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する別に定める割合を減じた割合
(休日勤務手当)

- 第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤

務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第40条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第42条第2項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に就業規則第40条に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（端数計算）

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万2,000円を超えない範囲内において、別に定める月額の宿日直手当を支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には、含まないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により就業規則第42条第1項及び第2項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、

管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第28条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち別に定めるもの、教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手

当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同表の適用を受ける職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日を経

過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えて

はならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第28条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（休職者等の給与）

- 第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第16条第1項第3号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100）を支給することができる。
 - 6 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員には、他の諸規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も

支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

8 第26条及び第27条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第30条第7項」と読み替えるものとする。

(給与の口座振込み)

第31条 給与は、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

2 理事長と職員の代表者が協議して定めるもののほか、口座振込みに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(給与からの控除)

第32条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

(1) 職員の互助団体等の会費、掛金、積立金、返済金

(2) 団体特別契約の各種保険料

(3) その他理事長と職員の代表が協議して定めたもの

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長又は学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者がこの規則の施行日の前日において前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第303号。以下「条例」という。）の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。

3 施行日以後の給料月額が、施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料の額に達しないこととなる職員には、平成27年3月31日までの間、給

料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 承継職員が条例の適用を受けて前橋市職員として在職した期間は、第25条及び第28条における在職期間とみなす。

(住居手当支給の特例)

- 5 自己の所有に係る住宅に居住している職員には、第14条の規定にかかわらず平成27年3月31日まで住居手当を支給する。この場合において、住居手当の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは月額2,000円と、同年4月1日から平成27年3月31日までは月額1,000円とする。

(級別職務分類表の特例措置)

- 6 別表第3の規定の適用については、当分の間、別表第3の4級の項中「又は副主幹」とあるのは「、副主幹又は主査」とする。

附 則 (平成26年3月31日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規則第27号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第28条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与規則（附則第4項において「改正後の給与規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規則を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(規程への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則 (平成27年3月26日規則第12号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日規則第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第 5 項において「改正後の給与規則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第 28 条第 2 項及び附則第 9 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 平成 27 年 4 月 1 日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 平成 28 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の事務職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成 30 年 3 月 31 日までの間）、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規則附則第 6 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあって

ては、平成30年3月31日までの間、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成28年規則第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規程への委任）

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成28年12月6日規則第14号）

（施行期日等）

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第28条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規則（次項において「第1条改正後給与規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条改正後給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成28年規則第4号。以下この項において「平成28年改正規則」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後給与規則の規定による給与（平

成 28 年改正規則附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。) の内払とみなす。

(令和 2 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与規則（以下この項から附則第 6 項までの規定において「第 2 条改正後給与規則」という。）第 11 条第 1 項ただし書及び第 12 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与規則第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6, 500 円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3, 500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8, 700 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 1 万円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6, 500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9, 000 円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9 級職員から 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員 となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」

と、同条第 2 項中「扶養親族（9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、9 級職員から 9 級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9 級職員以外の職員から 9 級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後給与規則第 11 条第 1 項ただし書及び第 12 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与規則第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用につい

ては、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後給与規則第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規則第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親

族（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、９級職員から９級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、９級職員以外の職員から９級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「８級職員が８級職員及び９級職員」とあるのは「８級以上職員が８級以上職員」と、同項第６号中「８級職員及び９級職員」とあるのは「８級以上職員」と、「が８級職員」とあるのは「が８級以上職員」とする。

（規程への委任）

- ８ 附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成３０年１月１８日規則第５号）

（施行期日等）

- １ この規則は、公表の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第４項において「改正後の給与規則」という。）別表第１及び別表第２の規定、第３条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（附則第４項において「改正後の一部改正規則」という。）附則第５項の規定は、平成２９年４月１日から適用する。
- ３ 改正後の給与規則第２８条第２項及び附則第９項の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
- ４ 改正後の給与規則、改正後の一部改正規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成２８年規則第４号。以下この項において「平成２８年改正規則」という。）附

則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則附則第5項の規定に基づいて支給された扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）は、改正後の給与規則の規定による給与（平成28年改正規則附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の一部改正規則附則第5項の規定による扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）の内払とみなす。

（規程への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成30年12月13日規則第25号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）第23条第2項、別表第1、別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第28条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（規程への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和元年12月17日規則第26号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第28条第2項の規定及び第3条の規定による公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前

の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の公表の日（以下この項において「一部公表日」という。）の前日において同条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,500円を超える職員であつて、一部公表日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める職員を除く。）に対しては、一部公表日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下この項において「第2条改正後給与規則」という。）第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,500円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後給与規則第14条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後給与規則第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,500円を超えることとなる職員
(規程への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める。

附 則（令和2年12月1日規則第22号）

この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日規則第5号）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（第2号において「新給与規則」という。）第25条第2項及び公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下この項において「給与規則」という。）第25条第3項から第5項まで又は第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月

1 日（同日前 1 か月以内に退職等をした者にあつては、当該退職等をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規則の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 新給与規則第25条第2項に規定する特定幹部職員 107.5分の15

3 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年12月8日規則第6号）

（施行期日等）

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和5年2月1日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日規則第7号）

（施行期日等）

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則

第４項において「改正後の給与規則」という。）別表第１及び別表第２の規定は、令和５年４月１日から適用する。

- ３ 改正後の給与規則第２５条第２項及び第２８条第２項の規定及び第３条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第５条第２項の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（給与等の内払）

- ４ 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- ５ 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和７年１月１４日規則第１号）

（施行期日等）

- １ この規則は、公表の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第４項において「改正後の給与規則」という。）別表第１及び別表第２の規定は、令和６年４月１日から適用する。
- ３ 改正後の給与規則第２５条第２項及び第２８条第２項の規定並びに第３条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第５条第２項の規定は、令和６年１２月１日から適用する。

（給与等の内払）

- ４ 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- ５ 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和７年３月２１日規則第３号）

（施行期日等）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替)

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「改正前の給与規則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(委任)

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

別表第 1（第 4 条関係）

事務職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		

37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600		
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700			
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800			
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100			
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600			
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900			
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200			
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500			
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000			
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300			
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700			
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				

79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							

121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	261,400	340,300	393,600	466,000
2	263,600	341,900	395,300	474,200
3	265,700	343,500	396,700	482,600
4	267,600	345,000	398,000	490,800
5	269,400	346,500	399,200	498,700
6	270,900	348,100	400,200	506,200
7	272,400	349,700	401,200	513,500
8	273,900	351,300	402,200	520,500
9	275,700	352,700	403,100	526,900
10	277,700	354,700	404,200	532,300
11	279,700	356,700	405,300	537,100
12	281,700	358,700	406,400	541,500
13	283,700	360,500	407,500	544,700
14	285,900	362,100	408,600	547,600
15	288,000	363,700	409,700	550,400
16	290,100	365,300	410,800	552,800
17	292,000	366,600	411,900	554,800
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	

33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,300	
66	349,100	420,300	458,000	
67	349,500	420,700	458,300	
68	349,900	421,100	458,900	
69	350,300	421,400	459,300	
70	350,800	421,800	459,700	

71	351,200	422,100	460,100	
72	351,600	422,500	460,400	
73	351,900	422,800	460,700	
74	352,400	423,200		
75	352,800	423,600		
76	353,200	424,000		
77	353,600	424,300		
78	354,100	424,600		
79	354,600	425,000		
80	355,100	425,300		
81	355,600	425,600		
82	356,300	426,000		
83	357,000	426,300		
84	357,700	426,600		
85	358,300	426,900		
86	358,900	427,200		
87	359,500	427,500		
88	360,100	427,800		
89	360,600	428,100		
90	361,000	428,400		
91	361,400	428,700		
92	361,800	429,000		
93	362,200	429,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			

109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			

別表第 3（第 4 条関係）

事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9 級	事務局長の職務
8 級	参事の職務
7 級	課長の職務
6 級	副参事の職務
5 級	課長補佐の職務
4 級	係長又は副主幹の職務
3 級	主任の職務
2 級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的又は補助的業務を行う職務

別表第 4（第 4 条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
4 級	大学の教授の職務
3 級	大学の准教授の職務
2 級	大学の講師の職務
1 級	大学の助教及び助手の職務